

2018年7月27日

各 位

インフラファンド発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごグリーンインフラ投資法人
代表者名 執行役員 長崎 真美
(コード番号 9282) www.ichigo-green.co.jp
管理会社名
いちご投資顧問株式会社
代表者名 代表執行役社長 織井 渉
問合せ先 執行役管理本部長 田實 裕人
(電話番号 03-3502-4854)

2018年6月期の運用状況および分配金予想の修正のお知らせ

いちごグリーンインフラ投資法人（以下、「本投資法人」という。）は、2018年2月14日付中間決算短信にて発表した2018年6月期（第3期）の運用状況および分配金の予想（以下、「前回発表予想」という。）を修正することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 2018年6月期（第3期）の運用状況および分配金の予想の修正

	営業収益 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期 純利益 (百万円)	1口当たり 分配金 (円) (利益超過分配 金は含まない)	1口当たり 利益超過 分配金 (円)	1口当たり 分配金 (円) (利益超過 分配金を含む)
前回発表予想 (A)	1,095	262	147	146	1,410	2,180	3,590
今回修正予想 (B)	1,153	325	212	210	2,046	2,180	4,226
増減額 (B) - (A)	+58	+62	+64	+63	+636	0	+636
増減率	+5.3%	+23.9%	+43.6%	+43.6%	+45.1%	-	+17.7%
参考：前期実績 (2017年6月期) (※1) (※2)	566	158	97	94	1,738	2,540	4,278

※ 期末発行済投資口数 102,966口、1口当たり予想当期純利益 2,046円

(※1) 本投資法人の2017年6月期（第2期）の営業期間は、2016年10月1日から2017年6月末日までです。なお、実質的な2017年6月期（第2期）の営業期間は、資産取得日である2016年12月1日（第2期中）からの7か月間となります。

(※2) 2017年12月31日を基準日（2018年1月1日を効力発生日）として、本投資法人の投資口を、1口につき2口の割合をもって分割いたしました。

- ※ 本投資法人は、発電量の季節変動を勘案し、安定的に投資主に分配することを目的として、営業期間を毎年7月1日から翌年6月末日までの1年としております。投資法人の投資口には株式の中間配当に相当する制度がないため、本投資法人が投資主に対して行う利益の分配は、監査を受けた年次計算書類に基づき、分配可能な利益がある場合に年1回のみ行われます。
- ※ 2018年6月期（第3期）の運用状況の予想については、別紙「2018年6月期の運用状況の予想の前提条件」に記載した前提条件に基づき算出した本日現在の予想です。
- ※ 金額については単位未満を切り捨て、割合については小数第2位を四捨五入して表示しております。以下同じです。

2. 運用状況および分配金予想の修正の理由

2018年6月期は、主に「いちご桐生奥沢ECO発電所」、「いちご中標津緑ヶ丘ECO発電所」、「いちご名護二見ECO発電所」、「いちご豊川御津町佐脇浜ECO発電所」、「いちご山口秋穂西ECO発電所」、「いちご山口佐山ECO発電所」において実績発電量が発電量予測値を大幅に上回ったこと、および一般管理費や発電所の運営管理費用が想定より少なかったことにより、前回発表予想より経常利益および当期純利益が+43.6%、分配金が+17.7%と大幅に超える見通しとなったため、運用状況および分配金の予想の修正を行うものです。

なお、2019年6月期（第4期）～2026年6月期（第11期）の運用状況および分配金予想につきましては、2017年11月28日付発表の「投資口の分割および1口当たり分配金の予想の修正のお知らせ」から変更はありません。

以 上

【別紙】

2018年6月期の運用状況の予想の前提条件

項目	前提条件
計算期間	2018年6月期（第3期） 2017年7月1日～2018年6月30日（365日）
発行済投資口数	・ 2018年6月期末時点の発行済投資口数 102,966 口を前提としており、1口当たり分配金（利益超過分配金は含まない）、1口当たり利益超過分配金および1口当たり分配金（利益超過分配金を含む）は、102,966 口により算出しています。
運用資産	・ 2018年6月期末時点に保有する太陽光発電所 15 件を前提としています。
営業収益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業収益のうち売電収入に基づく賃貸事業収益については、運用資産の実績発電量に基づき算出しています。 ・ 具体的には、基本賃料（発電量予測値（P85）に基づく想定売電収入（※1）から発電設備運営に係る想定運営管理費用（※2）を控除）に、実績連動賃料（運用資産の実績発電量に基づき計算した売電収入（※3）から、基本賃料、想定運営管理費用および追加実績運営管理費用を控除）を加算したものを基準に算出しています。なお、本投資法人が保有する発電所において2018年6月期末までに無補償の出力抑制は実施されておりません。 <p>（※1）「発電量予測値（P85）」とは、超過確率P（パーセントイル）85の数値として各保有資産のテクニカルレポートに記載された発電電力量をいい、「発電量予測値（P85）の想定売電収入」とは、当該発電電力量に本投資法人が保有する資産に適用される調達価格を乗じた想定売電収入をいいます。</p> <p>（※2）再生可能エネルギー発電設備の運営・維持管理に関する費用（メンテナンス業者に対する報酬および修繕費を含む。）、オペレーター報酬、敷地等の地代、発電事業に関連して賃借人が負担する保険料、賃借人の管理に関する費用（事務管理委託料および税務報酬を含む。）、公租公課、その他、発電事業、再生可能エネルギー発電設備、敷地等または賃借人に関する費用の合計額をいいます。基本賃料を算出する際に用いる「想定運営管理費用」は、現時点におけるこれらの費用の想定額を用いています。</p> <p>（※3）実績発電量に基づき計算した売電収入については、現在、実績値を精査および監査中であることから、現時点では確定しておりません。</p>
営業費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に、再生可能エネルギー発電設備等の売買にあたり固定資産税等については前所有者と期間按分による計算を行い取得時に精算しますが、本投資法人においては当該精算金相当額が取得原価に算入されるため、2017年7月3日付で取得しました2発電所に係る2017年の固定資産税等は費用計上されません。また、一般に再生可能エネルギー発電設備の所有者に対しては、原則として、固定資産税（償却資産税）が課税標準額の1.4%の税率により課されますが、設備認定を受けた一定の再生可能エネルギー発電設備のうち、2016年3月31日までに発電設備が新設されたものについては、新たに固定資産税（償却資産税）が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税（償却資産税）に限り、課税標準額が、当該再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税（償却資産税）の課税標準額となるべき価格の3分の2の額に軽減されます。本投資法人が本日現在保有する太陽光発電所につきましても固定資産税（償却資産税）の課税標準の軽減措置が適用されることにより、本来支払うべき固定資産税（償却資産税）額より、2018年6月期においては33百万円軽減されております。なお、保有資産にかか

	<p>る固定資産税等の総額は97百万円を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費については、付随費用等を含めて定額法により算出しており、2018年6月期に636百万円を想定しています。
営業外費用	<ul style="list-style-type: none"> 2016年10月24日および2016年11月21日付開催の役員会で決議した新投資口の発行および売出しに係る本投資口の上場・募集関連費用については36か月間、創立費・開業費については60か月間でそれぞれ定額法により償却する予定であり、かかる償却額として、2018年6月期に34百万円を見込んでいます。 支払利息およびその他融資関連費用として2018年6月期に76百万円見込んでいます。
借入金	<ul style="list-style-type: none"> 2018年6月期末時点の本投資法人における借入金残高は、7,160百万円です。 2018年6月期末の有利子負債総資産比率（LTV）は、58.5%です。 有利子負債総資産比率（LTV）の算出にあたっては、次の算式を使用しています。 有利子負債総資産比率（LTV） = 有利子負債総額 ÷ 資産総額 × 100
1口当たり 分配金 (利益超過分配金は 含まない)	<ul style="list-style-type: none"> 1口当たり分配金（利益超過分配金は含まない）は、本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い、利益の全額を分配することを前提として算出しています。 2018年6月期の運用期間は終了しており、現在、決算作業および会計監査中です。その結果、1口当たり分配金（利益超過分配金は含まない）は変動する可能性があります。
1口当たり 利益超過分配金	<ul style="list-style-type: none"> 1口当たり利益超過分配金は、本投資法人の規約および本管理会社の社内規程である運用ガイドラインに定める金銭の分配の方針に従い算出します。 本投資法人は、長期修繕計画に基づき想定される各営業期間の資本的支出の額に鑑み、長期修繕計画に影響を及ぼさず、かつ、資金需要（投資対象資産の新規取得、保有資産の維持・向上に向けて必要となる資本的支出等、本投資法人の運転資金、債務の返済および分配金の支払い等）に対応するため、融資枠等の設定状況を勘案の上、本投資法人が妥当と考える現預金を留保した上で、本投資法人の財務状態に悪影響を及ぼさない範囲で、毎計算期間における減価償却費の40%に相当する金額を目処として、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を原則として毎計算期間継続的に実施する方針とします。 2018年6月期は減価償却費の35.3%に相当する金額を算出しております。 なお、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）の実施は手元資金の減少を伴うため、突発的な事象等により本投資法人の想定を超えて資本的支出等を行う必要が生じた場合に手元資金の不足が生じる可能性や、機動的な物件取得に当たり資金面での制約となる可能性があります。また、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を実施した場合、当該金額は出資総額または出資剰余金から控除されません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 法令、税制、会計基準、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程等、一般社団法人投資信託協会の規則等において、上述の予想数値に影響を与える改正が行われないことを前提としています。 一般的な経済動向および不動産市況等に不測の重大な変化が生じないことを前提としています。